

令和 7 年度 市有財産
時間貸駐車場等貸付事業
一般競争入札実施要項

物件 : 和泉市唐国町二丁目 341 番 6

※この入札に参加するには、事前の申込及び入札保証金の納付が必要です。

入札に参加を希望される方は、本要項をよくお読みいただき、
内容を充分に把握した上でご参加ください。

〈申込受付期間〉

令和 8 年 1 月 19 日 (月) ~ 1 月 30 日 (金) 土日祝除く
午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

〈入札書の提出期日 : 配達日指定郵便 (一般書留又は簡易書留) 又は配達時間帯指定郵便
(一般書留で、配達時間帯の区分が午前 8 時から午前 12 時までに限る。)〉
【指定日】令和 8 年 3 月 4 日 (水)

和泉市総務部総務管財室

【入札日程概要】

	項目	日時
1	入札公告日 実施要項等 配布開始	1月5日 (月)
2	入札参加申込受付期間	1月19日 (月) ~ 1月30日 (金)
3	質疑受付 質疑回答	2月9日 (月) ~ 2月16日 (月) 2月20日 (金)
4	入札保証金の納付受付期間	納付書到着日 ~ 2月27日 (金)
5	入札書の指定配達日	3月4日 (水)
6	開札	3月5日 (木)
7	賃貸借契約の締結	3月6日 (金) ~ 3月27日 (金)

1 入札にかかる基本情報

所在 地	地 番	地 目		地 積 (m ²)		用途地域 (建ぺい率/容積率)
		登記	現況	登記	実測	
和泉市唐国町 二丁目	341番6	山林	雑種地	154	-	第一種中高層住居 専用地域 (60/200)

- (1) 所 有 者 和泉市
- (2) 地 域 別 市街化区域
- (3) 入 札 方 法 一般競争入札 (郵便入札)
- (4) 最低入札価格 金 996,600 円
- (5) 入 札 保 証 金 金 50,000 円
- (6) 貸付方式 普通借地契約
- (7) 貸付期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日
- (8) 入札書の記載金額 (貸付料総額)

入札書に記載する金額は、「貸付料総額（1駐車区画当たりの年額貸付料×設置予定駐車区画数×貸付期間（5年分））」となります。また、併せて、1駐車区画当たりの年額貸付料及び設置予定駐車区画数も記載いただきます。なお、入札書に記載の金額が、1駐車区画当たりの年額貸付料×設置予定駐車区画数×貸付期間（5年分）=貸付料総額とならない場合は、失格となりますので、留意してください。

2 土地利用条件

- (1) 貸付財産は、時間貸駐車場又は月極駐車場の用以外には使用できません。（ガレージ等の建物の設置はできません。）
- (2) 貸付財産を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付財産を第三者に転貸してはなりません。
- (3) 次に掲げる地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の用に供することはできません。
 - ① 地域住民に著しい騒音、振動、悪臭、光害、またはその他の公害をもたらす活動
 - ② 当該土地を、不法投棄その他法令に反する目的に使用する活動
 - ③ 周辺の交通安全又は治安を著しく脅かす活動
 - ④ 周辺住民の文化的、社会的生活環境を著しく損なう活動。または、これ類する行為
- (4) 入札参加申込の際に提出した利用計画書（様式第4号）の内容及び入札書に記載した設置予定駐車区画数に基づいて駐車場を整備しなければなりません。利用計画書（様式第4号）の内容及び入札書に記載した設置予定駐車区画数を変更しようとする場合は、事前に、変更の内容及びその必要性等を記載した書面によって本市に申請し、その承認を受けなければなりません。
- (5) 貸付財産に設置する駐車区画数、レイアウト等を変更する場合は、事前に、変更の理由及び変更の内容を記載した書面によって本市に申請し、その承認を受けなければなりません。
- (6) 上記(4)、(5)により駐車区画を増設する場合は、入札書に記載した1駐車区画当たりの年額貸付料に増設駐車区画数を掛け合わせた額を貸付料に増額させていただきます。なお、駐車区画数の減設については、本市の責めに帰する事由によるもの以外は、貸付料の減額はできません。
- (7) 貸付財産の駐車場として土地活用という趣旨に反しない範囲で、貸付財産内に自動販売機、広告看板等の附帯施設を設置することは可能です。自動販売機、広告看板等の附帯施設を設置する場合は、事前に、附帯施設の内容を記載した書面によって本市に申請し、その承認を受けなければなりません。
※附帯施設には駐車場の精算機、監視カメラ等は含まず、これらについては、申請等は不要です。
- (8) 貸付財産及び貸付財産上に所在する工作物（以下「貸付財産等」という。）を第三者に貸貸しようとするときは、事前に、その理由を記載した書面によって本市に申請し、その承認を受けなければなりません。ただし、月極駐車場として駐車場区画を貸付けする場合は、この限りではありません。

3 入札物件の概要

- (1) 貸付財産は、南海泉北線「和泉中央」駅から南西方向約300mに位置します。
- (2) 貸付財産の形状は、間口約4.7m、奥行約17.4mの不整形地です。
- (3) 貸付財産の接道状況は北東側で建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第1号道路である市道唐国町14号線に等高接面しています。
- (4) 貸付財産の就学区域は、北松尾小学校、石尾中学校です。
- (5) 貸付財産の面積は、法務局備付の地積測量図をもとに記載しており、貸付けにあたっては現状有姿（別紙「現況図」参照）での引渡しとします。ただし、本要項と現状に相違がある場合は、現状が優先します。
- (6) 貸付けにあたり本市では、地下埋設物調査、土壤汚染調査、地盤調査、地質調査を行っていません。採掘等により地下埋設物等が発見された場合でも、本市では一切の責任を負いません。（本市が施工した工事において地盤改良その他必要な工程により残留物が残った場合を含む。）契約締結後に、借受人が計画等を中止しなければならないこととなつても、市に対して一切の異議申立てはできません。

4 土地利用に当たっての留意事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、事前に関係諸官庁と協議し、計画が遂行できることを確認し、関係法令等を遵守しなければなりません。(総務管財室)
- (2) 貸付財産については、所在する場所において現状のまま借主に引き渡すものとし、安全確認については、借主の責務で行ってください。電気・ガス等の供給処理施設については、借主において調査の上、各管理者と協議のうえ施工してください。(総務管財室)
- (3) 工事車両の通行にあたっては、十分な安全対策を講じるとともに、工事車両が集中しないよう配慮してください。(総務管財室)
- (4) 工事中は、環境関連法令（大気・水質・悪臭・騒音・土壤汚染など）を遵守し、公害等が発生しないよう十分に努めてください。特に騒音、振動を抑えるよう配慮して作業を行い、万一、周辺の家屋等に損害を与えた場合は、補償等の適切な対応を行ってください。また、苦情等があった場合は、誠意をもって迅速に対応してください。(総務管財室)
- (5) 隣接する和泉市唐国町二丁目 341 番 7 には防火水槽が設置されています。駐車場利用者の車の通過等は可能ですが、駐車区画及び附帯施設の設置及び車の駐車はできません。(総務管財室、消防本部警備課)
- (6) 貸付財産には、雨水管、側溝及び雨水集合枠が設置されており、原則、これらを変更しないでください。雨水管、側溝及び雨水集合枠を変更する場合は、内容、必要性を記載した書面によって本市に申請し、その承認を受けてください。(総務管財室)
- (7) 時間貸駐車場又は月極駐車場の用に供するための貸付財産の整備については、借受人の負担で実施してください。また、既存の工作物（アスファルト舗装、雨水管、側溝、雨水管集合枠、）を含む貸付財産の一切の維持管理は借受人の負担で実施してください。(総務管財室)
- (8) 消防活動に支障となることからゲート式駐車場を整備することはできません。(総務管財室)
- (9) 駐車場利用者同士や駐車場利用者と周辺住民等との間のトラブルは発生した場合は、解決に向けて誠実に対応してください。(総務管財室)
- (10) 駐車場利用者又は借受人により、隣接する和泉市唐国町二丁目 341 番 7 の防火水槽区画線、マンホール、アスファルト舗装、その他工作物に破損等が発生すれば、直ちに補修してください。また、防火水槽区画線については、実施時期を総務管財室と協議した上で、契約期間満了日までに最低は 1 度塗り直しを行って下さい。(総務管財室、消防本部警備課)
- (11) 市の下水道事業計画に整合した排水計画を策定する必要があります。また下水道の埋設物や工作物の設置及び接続、撤去等の工事が必要となった場合については、管理者と協議の上、事業者の負担において適切に施工してください。(下水道整備課)
- (12) 雨水排水については、事業者の負担において、放流先の管理者と十分協議して、適切に処理して下さい。(下水道整備課)
- (13) 汚水排水については、事業者の負担において、公共汚水枠等を新設等し、下水道（汚水）に接続する必要があります。(下水道整備課)
- (14) 雨水排水を下水道（雨水）に流入させる場合は、原則的に直接雨水本管に接続せず、道路集水枠等を介して接続してください。その際、道路集水枠等を新設する必要がある場合には事業者の負担において、道路管理者等と協議の上、施工してください。
- (15) 和泉市宅地開発指導要綱施行基準（下水道整備課に関わるもの）を遵守してください。(下水道整備課)
- (16) 特定建設作業を伴う建設工事を施行する場合には、作業の開始の 7 日前までに、騒音規制法、振動規制法又は大阪府の生活環境の保全に関する条例に基づく届出を提出してください。(環境政策室)
- (17) 車の排ガスで住宅の外壁を劣化させないよう、住宅側の駐車場は前向き駐車に限定するなど、近隣

住民に十分配慮してください。(環境政策室)

(18) 近隣住宅に車のライト(照明)による光が漏れ出ないよう配慮してください。(環境政策室)

(19) 駐車場の建設工事や駐車する車両により発生する騒音について、近隣住民に十分説明の上、生活環境に支障がないよう配慮してください。(環境政策室)

(20) 本物件における建築計画及び土地利用計画によっては、宅地造成及び特定盛土等規制法(旧宅地造成等規制法)、建築基準法、和泉市建築基準法施行条例に基づく手続きが必要となる場合がありますのでご留意ください。手続きにつきましては、建築・開発指導室と協議してください。(建築・開発指導室)

(21) 本物件について、都市計画マスターplanで定める土地利用方針は次のとおりです。土地利用にあたっては、当該土地利用方針を十分に参照して下さい。(都市政策室)

中高層住宅地区

・和泉中央駅の周辺や光明台、いぶき野の一部など、中高層住宅地を中心とする地区では、周辺の環境や住宅地との調和に配慮しつつ、住環境の維持保全・充実を図り、利便性、安全性、快適性を兼ね備えた住宅地を目指します。

(22) 本物件について、立地適正化計画にて以下の区域に指定されています。各区域「外」で対象となる行為を行う場合は届出が必要ですのでご留意ください。(都市政策室)

- ・居住促進区域：内
- ・都市機能誘導区域：外

(24) 本物件は、景観計画区域内になりますので、一定規模以上の大規模行為をされる際や屋外広告物を掲出する場合は景観の事前協議及び届出が必要となります。(都市政策室)

(25) 農業用水路等に影響がある場合は水利組合と協議・調整を図ってください。(産業振興室)

5 入札資料の配布開始日及び配布場所

(1) 配布開始日 令和8年1月5日(月)

(2) 配布場所 和泉市役所本館 5階 和泉市総務部総務管財室窓口又は和泉市ホームページ

6 入札参加申込期間及び場所

(1) 申込期間 令和8年1月19日(月)から令和8年1月30日(金)まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く)

(郵送の場合は令和8年1月30日(金)必着)

和泉市総務部総務管財室へ直接持参、もしくは郵送にて申し込んでください。電話・FAX・メールによる申込受付は一切行いません。書類不備の場合は入札参加資格なしとなりますので、郵送時は特にご留意のうえお申し込みください。

また、9 資格確認及び通知についてもご留意ください。

(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 受付場所 和泉市役所本館 5階 和泉市総務部総務管財室窓口
電話(直通) 0725-99-8105

7 入札参加者の資格

(1) 入札の参加資格要件

入札には、個人、法人を問わざどなたでも参加していただけます。なお、落札された場合は、参加申込名義人が賃貸借契約書における賃借人となります。

また、次に掲げる要件を全て満たす者でなければ、入札に参加することができません。

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

- ② 法人にあっては、直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。個人にあっては、直近1年間の所得税を滞納していないこと。
- ③ 入札参加申込受付時点で和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成17年度制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- ⑤ 和泉市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）に基づく入札等除外措置を、貸付財産の入札公告の日時点において、受けていないこと。また、参加者の役員及び従業員（以下「事業者関係者」という。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）でなく、事業者関係者が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。
- ⑥ 貸付料等を本市が指定する日、方法により納付が可能であること。

（2）共有名義での申込みについて

共有で借り入れる場合は、必ず共有名義での申込みが必要です。この場合、共有者全員が上記(1)①～⑥の要件を満たす必要があります。入札参加申込書（様式第1-1号）の提出時に、共有者一覧（様式第1-2号）も合わせて提出してください。

※ 同一参加者が複数の共有名義における共有者となることはできません。単独で参加する者についても、他の共有名義における共有者となることはできません。

8 入札参加申込み方法及び提出書類

入札に参加するためには、事前の申込みが必要です。参加を希望する者は、入札参加資格を確認し、必要書類を作成の上、令和8年1月19日（月）から令和8年1月30日（金）までに申し込んでください。

申込書等は、本要項に添付（後掲）しているものをコピーして使用することも可能です。

（1）必要書類（個人の場合）

- ① 入札参加申込書（様式第1-1号）
- ② 共有者一覧（様式第1-2号）（※共有名義の場合のみ）
- ③ 誓約書（様式第2号）
- ④ 申込者印の印鑑証明書（原本で発行日より3か月以内のもの）
- ⑤ 身分証明書（原本で発行日より3か月以内のもの）
- ⑥ 直近過去1年間の納税証明書（所得税「国税その3の2」）
- ⑦ 入札保証金返還先報告書（様式第3号）
- ⑧ 土地利用計画（様式第4号）

※ 共有名義での申込みの場合は、③～⑥については共有者全員分の書類がそれぞれ必要です。

（2）必要書類（法人の場合）

- ① 入札参加申込書（様式第1-1号）
- ② 共有者一覧（様式第1-2号）（※共有名義の場合のみ）

- ③ 誓約書（様式第2号）
- ④ 申込者印の印鑑証明書（原本で発行日より3か月以内のもの）
- ⑤ 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（原本で発行日より3か月以内のもの）
- ⑥ 直近過去1年間の納税証明書（法人税「国税その3の3」）
- ⑦ 入札保証金返還先報告書（様式第3号）
- ⑧ 土地利用計画（様式第4号）

※共有名義での申込みの場合は、③～⑥については共有者全員分の書類がそれぞれ必要です。

9 資格確認及び通知

入札参加申込書の提出があった場合は、参加資格の有無を審査し、その結果について令和8年2月4日（水）を目処に入札参加資格確認通知書により通知します。参加資格の有無に関わらず、提出いただいた申請書類については返還できませんのでご留意ください。参加資格が有る場合は、入札保証金納付書及び入札書提出用封筒を同封いたします。

なお、共有名義での申込みの場合は、代表者あてに通知します。

10 現地確認の日時

- (1) 現地確認を希望する場合は、令和8年2月5日（木）から令和8年2月9日（月）の午前9時から午後5時までの間に直接ご連絡ください。令和8年2月10日（火）又は令和8年2月12日（木）午前10時から午後4時までのいずれかで調整いたします。（希望日時に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。）
- (2) 現地では詳細説明は行いません。
- (3) 確認の際は、地域住民の迷惑にならないよう、ご配慮ください。

11 質疑・回答

- (1) 質疑期間・方法等

質疑用紙（様式第5号）を令和8年2月9日（月）から令和8年2月16日（月）午後5時までにメールにて送付してください。（質疑がない場合でも「質疑なし」の旨を送付してください。）

- ・送付先：和泉市総務部総務管財室
- ・メールアドレス：soumu-koubai@city.osaka-izumi.lg.jp
- ・メールの件名：「市有財産（和泉市伯太町一丁目245番1）貸付にかかる入札の質疑について」

- (2) 回答日時・方法等

質疑については、全ての参加申込者に対し、令和8年2月20日（金）午後5時までに質疑について送付いただいたメールアドレスに回答します。

なお、質問回答用紙をもって、本要項の補完、追加、修正および解釈に関する補足等とし、加えて、回答期日までに市として本入札に関し追加で留意事項が発生すれば、質問形式で回答に含め掲載する場合があります。

12 入札保証金の納付

本市から入札参加資格確認通知書と併せて納付書を送付いたしますので、納付書が届いた日から令和8年2月27日（金）までに、納付書をご使用のうえ、1(4)に掲げる入札保証金の額を納付し、領収書の写しを提出してください。（提出方法は直接持参、郵送、メールもしくはFAXとなります。郵送の場合は令和8年2月27日（金）必着です。）

13 入札の辞退

- (1) 入札の申込みを行ったものの、都合により入札を辞退しようとするときは、入札書を送付する前に参加辞退届（様式第6号）を総務管財室まで提出してください。
- (2) 入札書を送付していない場合のみ参加辞退届を受け付けます。（持参、郵送どちらでも可）
- (3) 参加辞退届の提出後に入札書が総務管財室に到着した場合、参加辞退届は無効とします。

14 入札書受付期日及び送付先

- (1) 受付期日 【配達指定日】令和8年3月4日（水）（必着）

本市から配布された封筒を用いて、所定の内容（本要項P10「入札書郵送用封筒 記載例」参照）を記載した上で配達指定郵便（一般書留又は簡易書留。）又は配達時間帯指定郵便（一般書留で、配達時間帯の区分が午前8時から午前12時までに限る。）で提出してください。

持参による提出は受け付けません。また、上記以外の方法で郵送された入札書は無効とします。

- (2) 送付先 〒594-8501

和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市総務部総務管財室

- (3) 送付書類 入札書（様式第7号）

15 入札書の書換え禁止等

入札者は、提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回することはできません。

16 入札の無効・失格・延期等

- (1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札者の資格がない者が入札したとき。
- ② 入札保証金の納付がない者が入札したとき。
- ③ 入札金額を訂正したとき。
- ④ 入札書に記名押印がないとき。
- ⑤ 一の入札に対して二通以上の入札書を提出したとき。
- ⑥ 入札の記入事項について必要な文字を欠き、又は判読できないとき。
- ⑦ 本要項に定める方法により入札書を提出しないとき。
- ⑧ その他、入札に関する条件に違反したとき。

- (2) 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とします。

- ① 公正な入札の執行を害する行為を行ったとき。
- ② 入札に関し談合等の不正行為をしたとき。
- ③ 職員の指示に従わない等、入札室の秩序を乱す行為を行ったとき。
- ④ 入札金額が最低入札価格を下回るとき。

- (3) 郵便事情等による事故、不正な行為又は災害その他必要があると認めるときは、入札の延期又は中止をすることがあります。

17 開札日時及び場所等

- (1) 日 時 令和8年3月5日（木）10時から
- (2) 場 所 和泉市役所本館4階 4B会議室

※郵便入札のため、入札立会人以外はご来庁いただく必要はございません。

※入札立会人としてご来庁いただく場合は下記 2 点ご持参ください。

- ① 個人又は代表者（代理人の場合は受任者）の印鑑
- ② 委任状（様式第 8 号）（代理人の場合のみ）

18 開札における注意点

- (1) 開札当日の受付けは、開札開始時刻の 10 分前から行い、開始時刻に締め切ります。
- (2) 各入札参加者の関係者（従業員等）は傍聴人として入室が可能です。入室する際には、傍聴人受付簿に関係する入札参加者名及び氏名を記入してください。ただし、傍聴人が多数等で、入札の執行に支障がある場合と判断した場合は、入室人数を制限することがあります。
- (3) 入札者が 1 人の場合でも開札を行います。
- (4) 入札の公正性確保のため、開札は入札立会人のもとに行います。入札立会人は入札参加者の中から 1 人選定することとし、選定方法については、和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱（平成 19 年制定）によるものとします。
- (5) 入札立会人に選定した参加者への連絡は、令和 8 年 3 月 2 日（月）に行います。
- (6) 入札立会人が代理人の場合は、委任状の提出が必要です。
- (7) 入札立会人を選定することができないとき、選定した入札立会人が参集しないとき、選定した入札立会人が印鑑を持参していないときまたはその他選定した入札立会人に事故があると和泉市が認めたときは、本件入札執行部署以外の市職員が入札立会人となり、開札を行います。
- (8) 入札立会人は、入札にかかる書類を確認し、当該開札の終了後、入札立会確認書に記名押印していただきます。
- (9) 入札立会人又は傍聴者が開札の妨害若しくは不正行為をし、又はそのおそれがあると認めるときは、開札の立会又は傍聴を拒否することがあります。
- (10) 入札者は、郵便事情等により入札書等が到達しなかったこと又は開札に立ち会っていないことを理由に異議を申し立てることはできません。

19 落札者の決定

- (1) 落札者は、最低入札価格以上の価格で、最高価格の入札者に決定します。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに入札立会によるくじ引きで落札者を決定します。くじ引きを行う者は、入札立会人双方の協議により決定します。
- (3) くじを引く順番は入札参加申請を受け付けた順番とします。

20 入札結果の公表

落札者の決定後、入札の公平性・透明性確保のため、和泉市ホームページにおいて入札結果（落札者、落札金額、入札参加者名、各入札参加者の入札金額、各入札参加者の入札辞退の状況等）を公表します。参加者は公表されることを了承の上、入札に参加してください。

21 入札保証金の還付

- (1) 落札者の入札保証金は、契約締結後、必要な事務処理期間を経て還付します。
- (2) 落札者以外の入札者の入札保証金は、開札後、必要な事務処理期間を経て還付します。
- (3) 入札辞退届を提出した者の入札保証金は、入札辞退届の提出後、必要な事務処理期間を経て還付します。
- (4) 入札保証金の還付は、入札保証金返還先報告書において申込者があらかじめ指定した口座に振り込

む方法とします。なお、入札保証金には、利子は付しません。

(5) 落札者が所定の期日までに契約を締結しないときは失格とし、入札保証金は本市に帰属します。

22 契約等の締結

(1) 落札者は、落札決定日から令和8年3月27日（金）までに契約を締結しなければなりません。所定の期日までに契約を締結しないときは失格とします。

(2) 貸付契約の手続き

市有財産有償貸付契約書（様式第9号）のとおり、賃貸借契約を締結します。なお、本件契約締結及び履行に必要な費用（収入印紙等）については、落札者の負担とします。

23 契約保証金

契約保証金は和泉市財務規則第104条第4号の規定により免除します。

24 その他

(1) 本要項の他、市有財産有償貸付契約書（様式第9号）を遵守してください。

(2) 貸付物件の契約に要する費用等は、落札者の負担とします。

(3) 貸付物件は、現状有姿の貸付けであることを理解し、面積その他本要項に記載した事項について、実地に符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効の主張又は貸付料の減免等を請求することはできません。

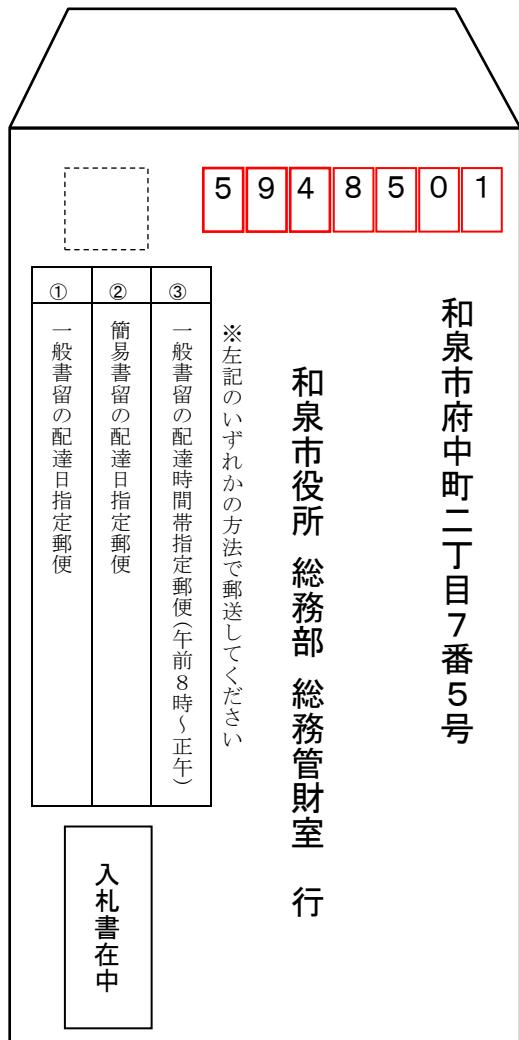
別紙：現況図



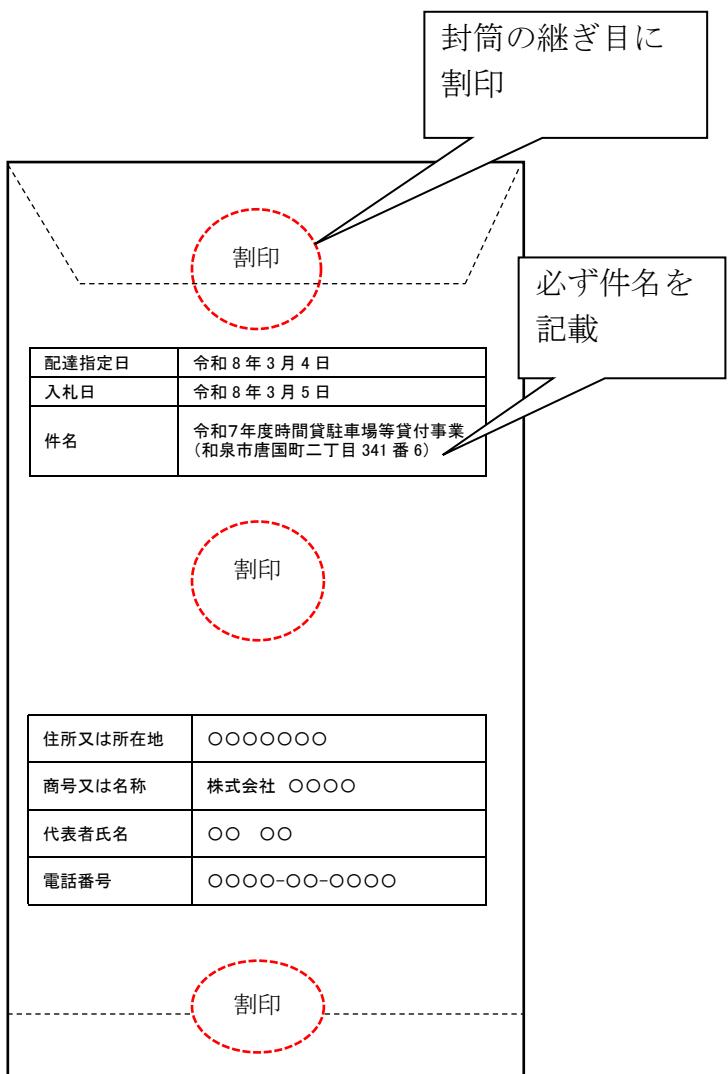
入札書郵送用封筒 記載例 (長形3号：横12.0cm×縦23.5cm)

※本入札に係る封筒には下記と同内容を記載し提出すること。

封筒（表）



封筒（裏）



〈注意〉

1. 本封筒には入札書（様式第7号）を入れること。
2. 配達日指定郵便（一般書留又は簡易書留。指定日：令和8年3月4日）又は配達時間帯指定郵便
(一般書留。配達指定日が令和8年3月4日かつ配達時間帯の区分が午前8時から午前12時までに限る。)で送付すること。
3. 一物件につき、本封筒1枚を用いること。
4. 一度開封した封筒は使用できないので、新たな封筒に入れ直すこと。
5. 提出後に参加辞退、入札書の書換え、引換え、又は撤回はできません。